

令和 9 年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ そ の 他 ）

No	13	府 省 庁 名 内閣府	
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 その他（ ）		
要望 項目名	津波避難施設に係る課税標準の特例措置の延長		
要望内容 (概要)	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号。以下「津波法」という。）に基づいて都道府県が指定した津波災害警戒区域において、市町村が管理協定を締結した施設（以下「協定避難施設」という。）又は避難施設として指定した施設（以下「指定避難施設」という。）について、その避難の用に供する部分及び避難施設に附属する避難の用に供する償却資産（誘導灯、誘導標識、自動解錠装置、防災用倉庫、防災用ベンチ及び非常用電源設備）。 ・ 特例措置の内容 津波法に基づく協定避難施設又は指定避難施設（以下、まとめて「津波避難施設」という。）について、その避難の用に供する部分及び避難施設に附属する避難の用に供する償却資産に関する固定資産税の課税標準を、協定避難施設は管理協定締結後 5 年間、1/2 を参酌して 1/3 以上 2/3 以下の範囲内において市町村の条例で定める割合に、指定避難施設は指定後 5 年間、2/3 を参酌して 1/2 以上 5/6 以下の範囲内において市町村の条例で定める割合にする特例措置の適用期限を 3 年間（令和 12 年 3 月 31 日まで）延長する。		
関係条文	地方税法 附則第 15 条第 21 項及び第 22 項 地方税法施行令 附則第 11 条第 27 項 地方税法施行規則 附則第 6 条第 51 項及び第 52 項 津波防災地域づくりに関する法律 第 56 条第 1 項、第 60 条第 1 項、第 61 条第 1 項及び第 62 条		
減収 見込額	[初年度] — （ ▲15.2 ） [平年度] — （ ▲20.4 ） [改正増減収額] — （単位：百万円）		
要望理由	（１）政策目的 津波災害警戒区域における円滑かつ迅速な避難の確保を促進するため、沿岸部の建築物の上階等の避難上有効な場所及び当該場所までの階段及び経路を確保・増やすとともに、避難施設屋上階等への迅速な誘導や緊急時における鍵の自動解錠等のため、避難施設に附属する避難の用に供する償却資産（誘導灯など）の整備を促進することが本特例措置の目的である。 （２）施策の必要性 高台までの避難に相当の時間を要する平野部や背後に避難に適さない急峻な地形が迫る集落等では、津波からの避難場所を確保することが容易ではない。また、津波発生から沿岸に津波が到達するための時間的余裕が極めて少なく、避難のための十分な時間を確保できない地域も少なくないことから、緊急的な避難施設を確保する必要がある。 津波法第 60 条では、津波に対して安全な構造であり、法に規定する基準水位以上の高さに避難上有効な屋上等が配置されている等、一定の基準を満たす施設について、当該施設所有者等と市町村が管理協定を締結することにより、当該施設の避難用部分を市町村が管理することができるとされている。 また、津波法第 56 条では、津波に対して安全な構造であり、法に規定する基準水位以上の高さに避難上有効な屋上等が配置されている等、一定の基準を満たす施設について、市町村長が指定避難施設として指定することができるとされている。 しかしながら、津波避難施設の管理協定の締結及び指定は、当該施設所有者等の施設の使用を制限することにつながることから、本特例措置により、施設所有者等の負担軽減を図ることによって、津波避難施設の管理協定の締結や指定についての同意を得やすくする必要がある。また、津波発生時における円滑かつ迅速な避難を確保するため、本特例措置により、避難施設に附属する避難の用に供する償却資産の整備を促進する必要がある。		

本要望に 対応する 縮減案	—
---------------------	---

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	防災基本計画（令和8年7月14日 中央防災会議決定） 第4編 津波災害対策編 第1章 災害予防 3 津波に強いまちづくり (1) 津波に強いまちの形成 ○国〔国土交通省等〕及び地方公共団体は、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような避難場所（津波避難ビル等を含む。）及び避難路・避難階段等の整備など、都市計画と連携した避難関連施設の計画的整備や民間施設の活用による避難関連施設の確保、建築物や公共施設の耐浪化等により、津波に強いまちの形成を図るものとする。なお、事業の実施に当たっては、効率的・効果的に行われるよう配慮するものとする。 (2) 避難関連施設の整備 ○市町村等は、津波災害警戒区域内等において、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位（基準水位）以上の場所に避難場所が配置され安全な構造である民間等の建築物について、津波避難ビル等の避難場所として確保する場合には、管理協定の締結や指定をすることなどにより、いざという時に確実に避難できるような体制の構築に努めるものとする。 ○国〔国土交通省等〕は、津波避難ビル等の整備に関して、財政面等の支援方策について配慮を行うものとする。
		政策の達成目標	津波災害警戒区域における津波避難施設の確保数：約 500 施設（令和 15 年度末）
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	3 年間（令和 9 年 4 月 1 日～令和 12 年 3 月 31 日）
		同上の期間中の達成目標	津波避難施設の確保数：約 410 施設（令和 11 年度末） （令和 9 年度 21 件、令和 10 年度 21 件、令和 11 年度 21 件）
	有効性	政策目標の達成状況	津波避難施設の確保数：330 施設（令和 7 年度末時点） ※なお、協定避難施設及び指定避難施設の前提となる津波災害警戒区域は、令和 8 年 8 月末時点で 31 道府県にて指定済み。
		要望の措置の適用見込み	令和 9 年度 21 件、令和 10 年度 21 件、令和 11 年度 21 件
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	市町村と施設所有者等との管理協定の締結や市町村長による指定避難施設の指定は、津波災害警戒区域内における津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保の促進に大きな効果があるものの、当該施設所有者等の施設の使用の制限につながるため、積極的に行うことが難しいという課題がある。 大規模地震の発生に備えた人的被害軽減のためには、市町村における津波避難施設の確保を早急に推進する必要があるところ、本特例措置は、協定締結や指定に伴う使用制限に対する民間施設等所有者の抵抗感を軽減し、津波避難施設の継続的なストック拡充に寄与している。さらに、民間の商業施設等が津波避難施設としての機能を有することで、市町村における民間活力や既存施設の活用を通じた避難体制の充実が図られる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—

		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	津波災害警戒区域内における避難施設は、津波被害軽減という公益性を有するものである。仮に官（国・地方公共団体）が避難タワーや避難ビル等の施設を建設する場合、建設費等を始め事業費がかさみ、整備にも時間を要することになる。 一方、民間の商業施設やマンション等の避難用部分（津波発生時における避難の用に供する部分）について、市町村と施設所有者等が管理協定を締結する場合又は市町村長が指定避難施設として指定する場合は、公共が直接整備する場合に比べ、大幅に公費負担を削減することが可能となる。 また、誘導灯等は、円滑かつ迅速な避難の確保に大きな効果があるものの、非常時にしか使用されないため、積極的には設備投資を行いにくい性質のものである。これらについて負担軽減を図ることによって、津波発生時の円滑かつ迅速な避難が可能となる。南海トラフをはじめとした巨大地震による津波で多くの死者が出ることが想定されており、その被害軽減が喫緊の課題であるところ、津波対策を進めてきた現在であっても、避難施設の更なる整備が求められていることから、建物整備から長期的な維持管理、面的な施設確保までを一体的に推進することが可能となる本特例措置は政策達成手段として妥当であり、施設の確保の促進を図ることを目的とした本特例措置の延長は必要な措置である。

これまでの税負担軽減措置等の適用実績と効果に関連する事項	税負担軽減措置等の適用実績	単位：(適用件数) 件、(減収額) 百万円 <table><tr><td></td><td>適用件数</td><td>減収額</td></tr><tr><td>令和2年度</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>令和3年度</td><td>282</td><td>28</td></tr><tr><td>令和4年度</td><td>281</td><td>42</td></tr><tr><td>令和5年度</td><td>291</td><td>42</td></tr><tr><td>令和6年度</td><td>289</td><td>47</td></tr></table> 【出典】「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」をもとに、減収額は適用額×1.4%×(1-特例率)で算出。適用施設数は国交省調べによる。		適用件数	減収額	令和2年度	0	0	令和3年度	282	28	令和4年度	281	42	令和5年度	291	42	令和6年度	289	47
		適用件数	減収額																	
	令和2年度	0	0																	
	令和3年度	282	28																	
	令和4年度	281	42																	
	令和5年度	291	42																	
令和6年度	289	47																		
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	① 適用総額の種類：課税標準（固定資産の価格） ② 適用実績(百万円)：令和4年度 8,898 令和5年度 9,082 令和6年度 10,158																			
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	市町村と施設所有者等との管理協定の締結や市町村長による指定避難施設の指定は、津波災害警戒区域内における津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保の促進に大きな効果があるものの、当該施設所有者等の施設の使用の制限につながるため、積極的に行うことが難しいという課題がある。 そこで、本特例措置により施設所有者等の負担軽減を図ることにより、管理協定の締結及び指定避難施設の指定が促進される効果が見込まれる。																			
前回要望時の達成目標	政策の達成目標に同じ。																			
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	令和7年度末時点の津波災害警戒区域における津波避難施設の確保数は330施設であり、目標達成に向けて順調に推移している。 令和6年度からの確保が進まなかった点については、津波避難施設確保にあたっての市町村の本特例措置について認知度不足、建物の安全性確認（構造計算）の経費負担の影響があった。 目標達成に向け、これらの課題への改善策に取り組む。																			
これまでの要望経緯	平成24年度 創設 平成27年度 3年延長 平成30年度 対象避難施設・対象償却資産を追加し3年延長 令和3年度 3年延長 令和6年度 3年延長																			